

平成25年度老人保健事業推進費等補助金
福祉用具専門相談員の質の向上に向けた調査研究事業
福祉用具サービス計画作成ガイドライン

平成26年3月

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0073 東京都港区三田2-14-7
TEL: 03-5418-7700 FAX: 03-5418-2111
メールアドレス: info@zfssk.com

○変更の届出（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与）

既に申請、届出している事項に変更が生じた場合、10日以内に変更の届出が必要です。

なお、変更内容（事業所の移転など重要な変更の場合）によっては、事前に岡山市（事業者指導課）と協議する必要があります。

変更の届出は、岡山市保健福祉局事業者指導課へ1部提出してください。

期限内に提出できないときは、遅延理由書を添付してください。

- ◆同時に複数項目の変更を届出する場合、重複する書類は省略可能です。
- ◆当該事業所が「（介護予防）福祉用具貸与」と「特定（介護予防）福祉用具販売」指定を併せて受け、かつ、一体的に運営がなされている場合、変更届出書の「サービスの種類等」欄に「（介護予防）福祉用具貸与、（介護予防）福祉用具販売」と記載することにより、変更届出書を1枚に集約できます。

- ◆**変更事項3, 4, 5, 11について複数事業所に及ぶ場合、「事業所一覧」の添付により、一括処理が可能です。**ただし、同一サービス（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与）に限ります。

| 変更の届出が必要な事項 | 提出書類 |
|--|---|
| 1. 事業所の名称 【関連項目】 定款等の記載にも変更がある場合、5を参照してください。 | ①変更届（様式第4号） ②付表11 ③変更後の運営規程 |
| 2. 事業所の所在地 【関連項目】 定款等の記載にも変更がある場合、5を参照してください。 【重要】 岡山市以外の所在地へ事業所を移転する場合には、岡山市へ廃止届と、移転先の所在地（指定権者）での新規指定申請になります。 | ※事前協議が必要 ①変更届（様式第4号） ※変更届の「変更の内容」欄に、変更後の郵便番号、所在地、電話番号、FAX番号を記載すること。 ②付表11 ③事業所の位置図（住宅地図の写し等） ④事業所の平面図 ⑤事業所の写真（外観、事業所の出入口部分、事務室、相談室、保管スペース（消毒済と未消毒の区分ごと）、消毒用器材） ※各2方向以上、A4用紙に貼付のこと。 ⑥変更後の運営規程 ⑦事業所として使用する建物の使用権限を証明できる書類 ※自己所有の場合は、建物の登記事項証明書又は登記識別情報通知等の写し等（土地は不要） ※賃貸の場合は、賃貸借契約書の写し ⑧建築物関連法令協議記録報告書 |
| 3. 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 【重要】 運営法人が別法人（合併を含む）になる場合には、変更届ではなく、廃止届と新規指定申請になります。 | ①変更届（様式第4号） ②申請者の定款又は寄附行為等（原本証明が必要） ③申請者の登記事項証明書又は条例等 ※申請者が市等の場合は事業所の設置条例等、指定管理者の場合は指定管理協定書（原本証明が必要）を添付。 |

○変更の届出（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与）つづき

| 変更の届出が必要な事項 | 提出書類 |
|---|--|
| 4. 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 | ①変更届（様式第4号） ②申請者の登記事項証明書等 ③誓約書（居宅サービス、介護予防サービス） ④役員等名簿 ※代表者の住所変更のみの場合は②、③は不要。 |
| 5. 申請者の定款又は寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る） | ①変更届（様式第4号） ②申請者の定款又は寄附行為等（原本証明が必要） ③申請者の登記事項証明書又は条例等 ※申請者が市等の場合は事業所の設置条例等、指定管理者の場合は指定管理協定書（原本証明が必要）を添付。 |
| 6. 事業所の平面図（レイアウト、専用区画）及び設備の概要 | ①変更届（様式第4号） ②事業所の平面図 ③事業所の写真（外観、事業所の出入り口部分、事務室、相談室、保管スペース（消毒済と未消毒の区分ごと）、消毒用器材） ※各2方向以上、A4用紙に貼付のこと。 ④設備・備品等の写真 |
| 7. 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 | ①変更届（様式第4号） ②付表11 ③管理者経歴書 ④資格証等の写し（当該事業に関する資格を有する場合のみ） ⑤管理者就任承諾及び誓約書（市参考様式2-1） ⑥雇用契約書又は辞令2等の写し ⑦従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表《変更月のもの》 ※管理者のみの記載で可。 ※当該事業所の他の職種又は他の事業所と兼務がある場合には、兼務する他の職種又は兼務先の事業所名及び職種を記載。 ⑧誓約書（居宅サービス、介護予防サービス） ⑨役員等名簿 ※管理者の改姓又は住所変更のみの場合、④～⑧は不要 |
| 8. 福祉用具の保管及び消毒の方法 | ①変更届（様式第4号） ②福祉用具の保管及び消毒の方法を記載した書面 ③事業所の平面図 ④専用施設の写真（保管スペース（消毒済と未消毒の区分ごと）、消毒用器材） ※各2方向以上、A4用紙に貼付のこと。 |
| 9. 保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合、委託契約の内容 | ①変更届（様式第4号） ②委託契約書の写し ※保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合に必要。 |

○変更の届出（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与）つづき

| 変更の届出が必要な事項 | 提出書類 |
|---|--|
| <p>10. 運営規程</p> | <p>①変更届（様式第4号） ※変更届の「変更前」及び「変更後」欄に変更内容を記載するか、別紙（変更内容を記載）を添付すること。</p> <p>②付表1-1 ※記載事項に変更がある場合のみ添付。</p> <p>③変更後の運営規程</p> <p>【営業日・営業時間の変更の場合】</p> <p>④従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表《変更月のもの》 ※変更後の運営に支障がない従業者を配置すること。</p> |
| <p>11. 役員の氏名、生年月日、住所</p> <p>【関連項目】 営利法人等で登記事項証明書の記載にも変更がある場合、5を参照してください。</p> | <p>①変更届（様式第4号） ※変更届出書の「変更前」欄に退任した役員の氏名を、「変更後」欄に就任した役員の氏名を記載すること。</p> <p>②役員等名簿 ※変更のあった役員のみ記載でも可。</p> <p>③誓約書（居宅サービス、介護予防サービス） ※役員の改姓、住所変更又は役員の退任のみの場合は③は不要。</p> |

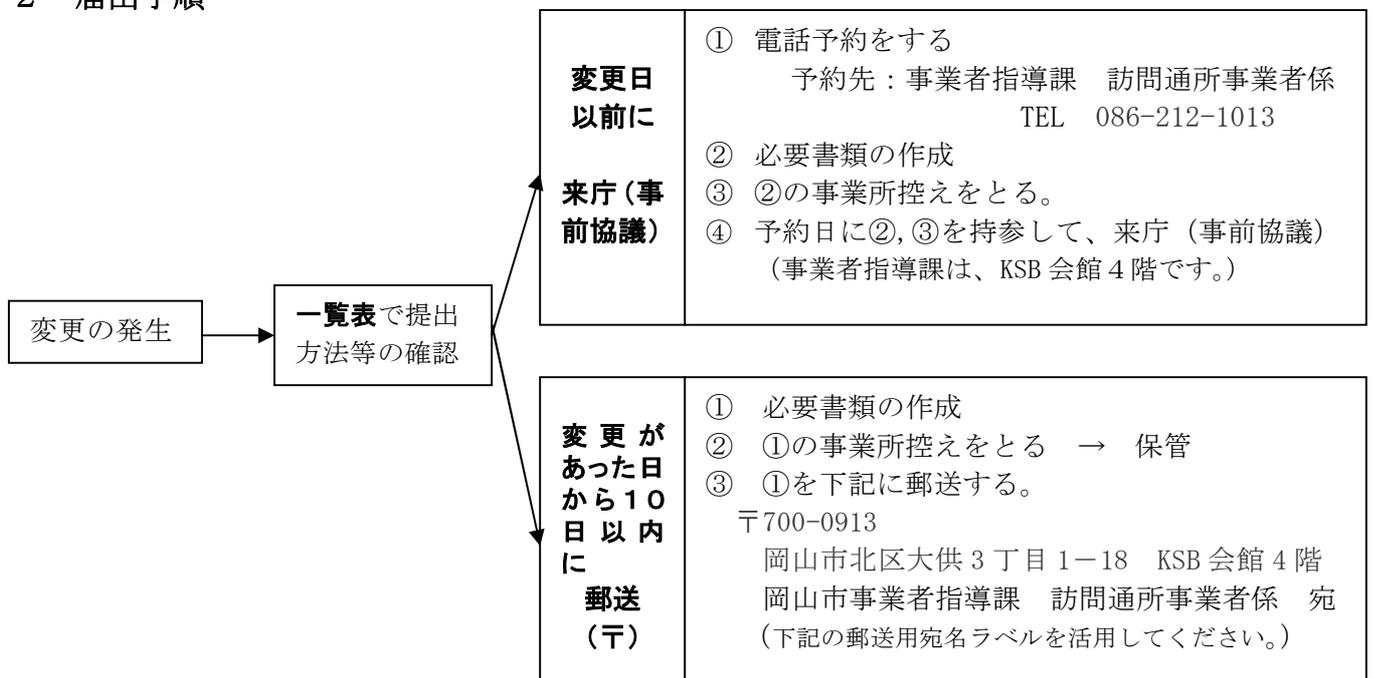
変更届（必要書類・提出方法）

※届出用紙は、事業者指導課（訪問通所事業者係）のホームページからダウンロードできます。

1 届出が必要な変更事項、届出時期、必要書類、提出方法

⇒ 次ページの一覧表で確認してください。

2 届出手順



郵送用宛名ラベル ※こちらをコピーの上、使用されると便利です。

〒 700-0913
 岡山市北区大供3丁目1-18 KSB 会館4階
 岡山市 事業者指導課 訪問通所事業者係 宛
 <変更届（ ）在中>

↑ サービスの種類を記載してください。

○変更の届出（特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売）

既に申請、届出している事項に変更が生じた場合、10日以内に変更の届出が必要です。

なお、変更内容（事業所の移転など重要な変更の場合）によっては、事前に岡山市（事業者指導課）と協議する必要があります。

変更の届出は、岡山市保健福祉局事業者指導課へ1部提出してください。

期限内に提出できないときは、遅延理由書を添付してください。

◆同時に複数項目の変更を届出する場合、重複する書類は省略可能です。

◆当該事業所が「（介護予防）福祉用具貸与」と「特定（介護予防）福祉用具販売」指定を併せて受け、かつ、一体的に運営がなされている場合、変更届出書の「サービスの種類等」欄に「（介護予防）福祉用具貸与、（介護予防）福祉用具販売」と記載することにより、変更届出書を1枚に集約できます。

◆**変更事項3、4、5、9について複数事業所に及ぶ場合、「事業所一覧」の添付により、一括処理が可能です。**ただし、同一サービス（特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売）に限ります。

| 変更の届出が必要な事項 | 提出書類 |
|--|--|
| 1. 事業所の名称 【関連項目】 定款等の記載にも変更がある場合、5を参照してください。 | ①変更届（様式第4号） ②付表12 ③変更後の運営規程 |
| 2. 事業所の所在地 【関連項目】 定款等の記載にも変更がある場合、5を参照してください。 【重要】 岡山市以外の所在地へ事業所を移転する場合には、岡山市へ廃止届と、移転先の所在地（指定権者）での新規指定申請になります。 | ※事前協議が必要 ①変更届（様式第4号） ※変更届の「変更の内容」欄に、変更後の郵便番号、所在地、電話番号、FAX番号を記載すること。 ②付表12 ③事業所の位置図（住宅地図の写し等） ④事業所の平面図 ⑤事業所の写真（外観、事業所の出入口部分、事務室、相談室、受付スペース） ※各2方向以上、A4用紙に貼付のこと ⑥変更後の運営規程 ⑦事業所として使用する建物の使用権限を証明できる書類 ※自己所有の場合は、建物の登記事項証明書又は登記識別情報通知等の写し等（土地は不要） ※賃貸の場合は、賃貸借契約書の写し ⑧建築物関連法令協議記録報告書 |
| 3. 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 【重要】 運営法人が別法人（合併を含む）になる場合には、変更届ではなく、廃止届と新規指定申請になります。 | ①変更届（様式第4号） ②申請者の定款又は寄附行為等（原本証明が必要） ③申請者の登記事項証明書又は条例等 ※申請者が市等の場合は事業所の設置条例等、指定管理者の場合には指定管理協定書（原本証明が必要）を添付。 |
| 4. 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 | ①変更届（様式第4号） ②申請者の登記事項証明書 ③誓約書（参考様式9-1-1、9-1-2） ④役員等名簿 ※代表者の住所変更のみの場合は②、③は不要。 |

○変更の届出（特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売）つづき

| 変更の届出が必要な事項 | 提出書類 |
|--|---|
| 5. 申請者の定款又は寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等 （当該事業に関するものに限る） | ①変更届（様式第4号） ②申請者の定款又は寄附行為等（原本証明が必要） ③申請者の登記事項証明書又は条例等 ※申請者が市等の場合は事業所の設置条例等、指定管理者の場合は指定管理協定書（原本証明が必要）を添付。 |
| 6. 事業所の平面図（レイアウト、専用区画）及び設備の概要 | ①変更届（様式第4号） ②事業所の平面図 ③事業所の写真（外観、事業所の出入り口部分、事務室、相談室、受付スペース） ※各2方向以上、A4用紙に貼付のこと ④設備・備品等の写真 |
| 7. 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 | ①変更届（様式第4号） ②付表12 ③管理者経歴書 ④資格証等の写し（当該事業に関する資格を有する場合のみ） ⑤管理者就任承諾及び誓約書（市参考様式2-1） ⑥雇用契約書又は辞令等の写し ⑦従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表《変更月のもの》 ※管理者のみの記載で可。 ※当該事業所の他の職種又は他の事業所と兼務がある場合には、兼務する他の職種又は兼務先の事業所名及び職種を記載。 ⑧誓約書（居宅サービス、介護予防サービス） ⑨役員等名簿 ※管理者の改姓又は住所変更のみの場合、④～⑧は不要 |
| 8. 運営規程 | ①変更届（様式第4号） ※変更届の「変更前」及び「変更後」欄に変更内容を記載するか、別紙（変更内容を記載）を添付すること。 ②付表12 ※記載事項に変更がある場合のみ添付。 ③変更後の運営規程 【営業日・営業時間の変更の場合】 ④従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表《変更月のもの》 ※変更後の運営に支障がない従業者を配置すること。 |
| 9. 役員の氏名、生年月日及び住所 【関連項目】 営利法人等で登記事項証明書の記載にも変更がある場合、5を参照してください。 | ①変更届（様式第4号） ※変更届出書の「変更前」欄に退任した役員の氏名を、「変更後」欄に就任した役員の氏名を記載すること。 ②役員等名簿 ※変更のあった役員のみ記載でも可。 ③誓約書（居宅サービス、介護予防サービス） ※役員の改姓、住所変更又は役員の退任のみの場合は③は不要。 |

体制届（必要書類・提出方法）

※届出用紙は、事業者指導課（訪問通所事業者係）のホームページからダウンロードできます。

1 届出が必要な加算（減算）の内容、必要書類

⇒ 次ページの一覧表で確認してください。

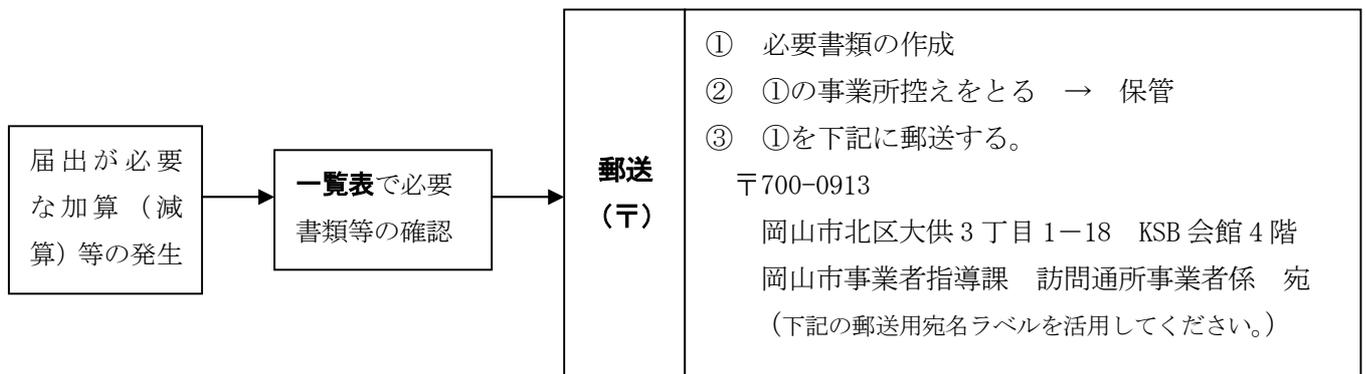
2 届出時期

算定開始月の前月 15 日（閉庁日の場合は翌開庁日）が締切りです。

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）については、届出が 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から、算定開始となります。

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合は、速やかにその旨の届出が必要です。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定はできません。

3 届出手順



郵送用宛名ラベル ※こちらをコピーの上、使用されると便利です。

↓

〒 700-0913

岡山市北区大供3丁目1-18 KSB会館4階

岡山市 事業者指導課 訪問通所事業者係 宛

<体制届（ ）在中>

↑
サービスの種類を記載してください。

(別紙1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

| | |
|---------|--|
| 記入担当者氏名 | |
|---------|--|

| | |
|-----------|--|
| 記入担当者電話番号 | |
|-----------|--|

| | |
|-----|-----|
| 届出先 | 岡山市 |
|-----|-----|

| | |
|-------|-----|
| 事業所番号 | 3 3 |
|-------|-----|

| | |
|------|-------------------|
| 異動区分 | 1. 新規、2. 変更、3. 終了 |
|------|-------------------|

| | |
|------|--|
| 事業所名 | |
|------|--|

| | |
|---------|--|
| 事業所電話番号 | |
|---------|--|

| | |
|----|---|
| 枚数 | / |
|----|---|

※ 実施するサービスに関して○を付け、全ての項目に対し該当する番号に○を付けてください。

| チェック | 提供サービス | 適用開始年月日 | 施設等の区分 | 人員配置区分 | その他該当する体制等 | 割引 |
|------|---------------|----------|--------|--------|--|----|
| | 17 福祉用具貸与 | 平成 年 月 日 | | | 特別地域加算 1. なし 2. あり 中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況) 1. 非該当 2. 該当 中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況) 1. 非該当 2. 該当 | |
| | 67 介護予防福祉用具貸与 | 平成 年 月 日 | | | 特別地域加算 1. なし 2. あり 中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況) 1. 非該当 2. 該当 中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況) 1. 非該当 2. 該当 | |

岡事指第 646 号
平成25年9月10日

各 指 定（介護予防）福祉用具貸与事業者 様
各指定特定（介護予防）福祉用具販売事業者 様

岡山市保健福祉局事業者指導課長

居宅介護支援事業者に対する利益供与について（通知）

日頃から、介護保険サービスの適正な提供にご尽力いただきありがとうございます。

さて、指定（介護予防）福祉用具貸与事業者及び指定特定（介護予防）福祉用具販売事業者により、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者を利用させることの対償として行う利益供与は、下記参考条文のとおり、サービス提供の公正中立性の確保を妨げる行為として禁止されています。しかしながら、第三者から見て公平性を疑われかねないような事例が見受けられるとの情報提供が本市に寄せられています。

事業者の皆様方におかれましては、条例等で定める規準を遵守するとともに、利用者や第三者から公正、公平性を疑われることのないよう十分に留意の上、事業活動を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

（参考）

**岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
（平成24年12月19日 条例第85号）**

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第37条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

※福祉用具貸与、販売については上記条文を準用しています。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

（平成11年3月31日 厚生省令第38号）

（居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等）

第25条

3 指定介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

上記に加え、介護予防サービスについても条例、省令に同様の定めがあります。

（問い合わせ先）
在宅指導係 笠井
TEL 086-212-1013

特別地域加算及び中山間地域等加算対象地域一覧表

平成24年4月1日現在

| 市町村名 | 「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供を行った場合の加算対象地域(5%:注1) | | | | | | |
|-------|--|---|---|--|---------------------------------|------|------------|
| | 特別地域加算対象地域(15%:注1) | | | 「中山間地域等」に所在する小規模事業所加算対象地域(10%:注1) (※)岡山市及び特別地域加算対象地域を除く地域 | | | |
| | 離島振興対策実施地域 | 振興山村 (注2) | 厚生労働大臣が別に定める地域 | 豪雪地帯 | 特定農山村地域 (旧市町村名) | 過疎地域 | 辺地 (注3) |
| 岡山市 | 犬島 | 旧宇甘東村(下田・高津・宇甘・中泉) 旧宇甘西村(勝尾・紙工・虎倉) 旧竹枝村(大田・吉田・土師方・小倉) 旧上建部村(建部上・宮地・富沢・田地子・品田) | — | — | 旧御津町、旧建部村、旧上建部村、旧鶴田村 | 旧建部町 | あり |
| 玉野市 | 石島 | — | — | — | — | — | あり |
| 備前市 | 鹿久居島・鶴島・大多府島・頭島・鴻島・曾島 | 旧神根村(今崎・神根本・高田・和意谷) 旧三国村(加賀美・多麻・都留岐・笹目) | — | — | 全域 | 旧日生町 | / |
| 瀬戸内市 | — | — | — | — | 旧牛窓町 | 旧牛窓町 | あり |
| 赤磐市 | — | 旧熊山村2-2(勢力・千鉢・奥吉原) 旧山方村(是里・滝山・黒木・黒沢・中山) 旧佐伯北村(稲蔭・光木・石・八島田・暮田) 旧布都美村2-2(合田・中畑・石上・小鎌・西勢実・広戸) | — | — | 旧笹岡村、旧熊山村、旧山方村、旧佐伯北村 | 旧吉井町 | あり |
| 和気町 | — | 旧佐伯村(津瀬・米沢・佐伯・父井原・矢田部・宇生・田賀・小坂・加三方) 旧日笠村(保管・日笠上・日笠下・木倉) | — | — | 旧佐伯村、旧和気町 | 旧佐伯町 | あり |
| 吉備中央町 | — | 旧津賀村(広面・上加茂・下加茂・美原・加茂市場・高谷・平岡・上野・竹部) 旧円城村(上田東・細田・三納谷・上田西・円城・案田・高富・神瀬・小森) 旧新山村(尾原・笹目・福沢・溝部) | — | — | 旧都賀村、旧円城村、旧新山村、旧江与味村、旧豊野村、旧下竹荘村 | 全域 | / |
| 倉敷市 | 釜島、松島、六口島 | — | — | — | — | — | — |
| 笠岡市 | 高島、白石島、北木島、真鍋島、小飛島、大飛島、六島 | — | — | — | 旧神島内村、旧北木島村、旧真鍋島村 | — | あり |
| 井原市 | — | 旧宇戸村(宇戸谷・上高末・烏頭・宇戸) | — | — | 旧井原市、旧宇戸村、旧芳井町 | 全域 | / |
| 総社市 | — | 旧下倉村(下倉) 旧富山村(宇山・種井・延原・橋) | — | — | 旧池田村、旧日美村、旧下倉村、旧富山村 | — | あり |
| 高梁市 | — | 旧中井村(西方・津々) 旧玉川村(下切・玉・増原) 旧宇治村(穴田・宇治・遠原・本郷) 旧高倉村(飯部・大瀬八長・田井) 旧上有漢村(上有漢) 旧吹屋町(吹屋・中野・坂本) 旧中村(布寄・羽根・長地・相坂・小泉) 旧大賀村(仁賀・上大竹・下大竹) 旧高山村(高山・高山市・大原) 旧平川村(平川) 旧湯野村(西山・東油野・西油野) | 川上町地頭、川上町七地、川上町三沢、川上町領家、川上町吉木、川上町臘敷、備中町志藤用瀬、備中町布瀬、備中町長屋、備中町布賀 | — | 全域 | 全域 | / |
| 新見市 | — | 旧豊永村(豊永赤馬・豊永宇山・豊永佐伏) 旧熊谷村(上熊谷・下熊谷) 旧菅生村(菅生) 旧千屋村(千屋・千屋実・千屋井原・千屋花見) 旧上刑部村(上刑部・大井野) 旧丹治部村(田治部・布瀬) 旧神代村・旧新郷村 旧本郷村・旧万歳村・旧新砥村 旧矢神村・旧野馳村 | — | 旧新見市、旧大佐町、旧神郷町 | 全域 | 全域 | / |

特別地域加算及び中山間地域等加算対象地域一覧表

平成24年4月1日現在

| 市町村名 | 「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供を行った場合の加算対象地域(5%:注1) | | | | | | |
|------|--|---|--------------------|--|---|----------------|------------|
| | 特別地域加算対象地域(15%:注1) | | | 「中山間地域等」に所在する小規模事業所加算対象地域(10%:注1) (※)岡山市及び特別地域加算対象地域を除く地域 | | | |
| | 離島振興対策地域 | 振興山村 (注2) | 厚生労働大臣が別に定める地域 | 豪雪地帯 | 特定農山村地域 (旧市町村名) | 過疎地域 | 辺地 (注3) |
| 浅口市 | — | — | — | — | 旧寄島町 | 旧寄島町 | — |
| 早島町 | — | — | — | — | — | — | — |
| 里庄町 | — | — | — | — | — | — | — |
| 矢掛町 | — | 旧美川村(上高末・下高末・字角・内田) | — | — | 旧美川村 | 全域 | |
| 津山市 | — | 旧上加茂村・旧加茂町 旧阿波村 旧広戸村(奥津川・川東・市場・案内・羽賀・大吉・西村・日本原・大岩) ※旧新野村の日本原は該当しません。 | — | 旧津山市、旧勝北町、旧加茂町、旧阿波村 | 旧一宮村、旧高田村、旧加茂町、旧阿波村、旧広戸村、旧新野村、旧大井西村 | 旧加茂町、旧阿波村、旧久米町 | あり |
| 真庭市 | — | 旧富原村(若代・下岩・清谷・曲り・古呂々尾中・若代畝・高田山上・月田本・岩井谷・岩井畝・上・野・後谷) 旧津田村(野原・舞高・旦土・吉・田原山上・上山) 旧湯原町(禾津・釘貫小川・下湯原・羽根根・都喜足・豊栄・仲間・久見・本庄・見明戸・三世七原・社・湯原温泉) 旧二川村(粟谷・黒杭・種・小童谷・藤森) 旧美和村(余野上・余野下・樫西・樫東・目木・三崎・中原・台金屋) 旧美甘村(鉄山・黒田・田口・延風・美甘) 旧中和村(下和・初和・別所・真加子・吉田) | — | 旧湯原町、旧美甘村、旧八束村、旧中和村 | 旧北房町、旧勝山町、旧津田村、旧美川村、旧河内村、旧湯原町、旧久世町、旧美甘村、旧川上村、旧中和村 | 全域 | |
| 美作市 | — | 旧梶並村(右手・真殿・梶並・楮・東谷上・東谷下) 旧栗広村2-1(長谷内・馬形・宗掛) 旧大野村(川上・滝・野形・桂坪・笹岡) 旧東粟倉村(後山・太田・川東・中谷・野原・東青野・東吉田) 旧豊田村(北原・友野・山口・山外野・大原・猪臥・海内・平田) 旧巨勢村2-1(巨勢・海田) 旧福山村(万善・国貞・鈴家・田淵・柿ヶ原) 旧巨勢村2-2(尾谷) 旧河会村(上山・中川・横尾・北・南・滝ノ宮) | — | 旧勝田町、旧大原町、旧東粟倉村 | 旧勝田町、旧大原町、旧東粟倉村、旧豊田村、旧巨勢村、旧作東町、旧英田町 | 全域 | |
| 新庄村 | — | 全域 | — | 全域 | 全域 | 全域 | |
| 鏡野町 | — | 旧富村(大・楠・富仲間・富西谷・富東谷) 旧久田村(久田上原・久田下原・黒木・河内・土生) 旧泉村(井坂・女原・至孝農・杉・西屋・箱・養野) 旧羽出村(羽出・羽出西谷) 旧奥津村(奥津・奥津川西・下齋原・長藤) 旧上齋原村 旧中谷村(入・山城・中谷) | — | 旧奥津町、旧富村、旧上齋原村 | 全域 | 全域 | |
| 勝央町 | — | — | — | — | — | — | あり |
| 奈義町 | — | 旧豊並村(馬桑・関本・小坂・高円・皆木・西原・行方) | — | 全域 | 旧豊並村 | 全域 | |
| 西粟倉村 | — | 全域 | — | 全域 | 全域 | 全域 | |
| 久米南町 | — | 旧弓削町(下弓削・西山寺・松・上弓削・塩之内・羽出木・全間・仏教寺・下二ヶ・上二ヶ・泰山寺) | — | — | 旧弓削町、竜山村 | 全域 | |
| 美咲町 | — | 旧倭文西村(北・南・里・中) 旧江与味村2-2(江与味) 旧西川村(西井和・西川・西川上) | 上口・小山・折原・中井和・東井和・西 | — | 旧大井和村、旧旭町、旧吉岡村、旧南和気村 | 全域 | |

注1: 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を除く。

注2: 振興山村、豪雪、特定農山村、過疎は平成合併前の旧市町村名で指定されています。

注3: 辺地については、別表(辺地地域一覧表)により御確認ください。なお、他の法律により各市町村の全域が対象地域となっている場合には辺地名の記載を省略しています。

注4: 加算対象地域であるか、地名のみでは判断できない指定地域があります。具体的な対象地域については、各市町村にお問い合わせください。

○辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地

辺地地域一覧（具体的な場所等が不明な場合は、該当市町村に確認すること。）

| 市町村名 | 辺地名 | | | | | | | | 合計 235辺地 |
|-------|-------|----------|-------|--------|------------|----------|-------|----------|----------|
| 岡山市 | 山上・石妻 | 杉谷 | 犬島 | 畑鮎 | 金山寺 | 北野 | 勝尾・小田 | 角石畝 | |
| | 野口 | 田地子上 | 土師方上 | 大田上 | 和田南 | 三明寺 | 東本宮 | | |
| 津山市 | 物見 | 河井・山下 | 倉見 | 黒木 | 西谷・中土居 | 尾所 | 大杉 | 大高下 | |
| | 奥津川 | 油木上 | 八社 | | | | | | |
| 玉野市 | 石島 | | | | | | | | |
| 笠岡市 | 高島 | 白石島 | 北木島 | 真鍋島 | 飛島 | 六島 | | | |
| 井原市 | 野上南部 | 野上北部 | 稗原 | 池井 | 共和・三原 | 西星田 | 水名 | 黒木 | |
| | 宇頭 | | | | | | | | |
| 総社市 | 延原・宇山 | | | | | | | | |
| 高梁市 | 山際 | 柴倉 | 上野 | 迫田 | 野呂 | 遠原 | 秋ヶ迫 | 本村 | |
| | 野原 | 山ノ上 | 檜井 | 家地 | 丸岩 | 陣山 | 大津寄 | 西野呂 | |
| | 割出 | 中野 | 坂本 | 吹屋 | 小泉 | 長地 | 上大竹 | 高山 | |
| | 高山市 | 布賀 | 平川 | 湯野 | 西山 | | | | |
| 新見市 | 花見 | 井原 | 千屋 | 菅生 | 木の畝 | 足見 | 赤馬 | 宇山 | |
| | 松仁子 | 法曾 | 君山 | 大井野 | 田治部南 | 上油野 | 三室 | 高瀬 | |
| | 三坂 | 青木 | 田淵 | 大野 | 荻尾 | 久保井野 | 高野川東 | | |
| 備前市 | 頭島 | 大多府島 | 和意谷 | 加賀美 | 都留岐 | 笹目 | | | |
| 瀬戸内市 | 子父雁 | | | | | | | | |
| 赤磐市 | 是里東 | 是里中 | 是里西 | 滝山 | 中山 | 八島田 | 暮田 | 戸津野 | |
| | 中勢実 | 石・平山 | 合田・中畑 | 小鎌・石上 | 西勢実 | | | | |
| 真庭市 | 清谷 | 曲り・古呂々尾中 | 後谷 | 上・岩井畝 | 高田山上・野・若代畝 | 星山・竹原・菅谷 | 見尾・真賀 | 神代 | |
| | 吉 | 田原山上・上山 | 別所・佐引 | 関上 | 日野上 | 杉山・日の岨 | 藤森 | 杉成・河面・大杉 | |
| | 粟谷 | 立石 | 三野瀬 | 種 | 福井 | 見明戸 | 中屋 | 鉄山 | |
| | 阿口 | 樽見 | 井殿 | | | | | | |
| 美作市 | 右手 | 東谷下 | 宗掛 | 江ノ原 | 西町 | 野形 | 滝 | 田井 | |
| | 後山 | 中谷 | 東青野 | 山外野 | 海田 | 梶原 | 小房 | 宮原 | |
| | 角南 | 白水 | 万善 | 国貞 | 田淵 | 柿ヶ原 | 日指 | 北 | |
| | 上山 | | | | | | | | |
| 和気町 | 大成 | 大杉・加賀知田 | 上田土 | 南山方・丸山 | 奥塩田 | 北山方 | 室原 | 岸野 | |
| 矢掛町 | 羽無 | 宇内 | | | | | | | |
| 新庄村 | 堂ヶ原 | | | | | | | | |
| 鏡野町 | 近衛 | 大町 | 岩屋 | 越畑 | 中分 | 野沢 | 泉源 | 西谷下 | |
| | 中の原 | 下齋原 | 長藤 | 奥津 | 奥津川西 | 本村 | 石越平作 | 赤和瀬 | |
| | 小林・遠藤 | 下東谷 | 馬場以北 | 宮原白賀 | 余川 | 興基 | | | |
| 勝央町 | 上香山 | | | | | | | | |
| 奈義町 | 皆木 | | | | | | | | |
| 西粟倉村 | 大茅 | 知社 | | | | | | | |
| 久米南町 | 羽出木 | 全間 | 龍山 | 山手 | 京尾 | 安ヶ岨 | | | |
| 美咲町 | 長万寺 | 金堀 | 大併和西 | 和田北 | 大併和東 | 角石祖母 | 北 | 里 | |
| | 中 | 西川上 | 併和 | 小山 | 大山 | 高城 | 定宗本山 | 畝宮山 | |
| | 上間 | | | | | | | | |
| 吉備中央町 | 広面 | 加茂山 | 津賀西 | 三納谷 | 高富 | 笹目千守 | 納地 | 黒山 | |

岡 介 第 758 号
平成 27 年 10 月 23 日

居宅介護支援事業所
介護サービス事業者等 様

岡山市介護保険課長

負担割合変更に伴う差額調整等について(お願い)

平素は、本市介護保険事業につきまして、ご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、別紙のとおり岡山県国民健康保険団体連合会より通知がありました。

つきましては、住民税の所得更正等により負担割合の遡及変更がある場合については、過誤再請求での対応をしていただくようお願いいたします。

〒700-8546

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

岡山市介護保険課資格給付係

TEL (086) 803-1241

事 務 連 絡

平成27年10月16日

市町村

介護保険主管課長 様

岡山県国民健康保険団体連合会

介 護 保 険 課

負担割合変更に伴う差額調整等について

平素より本会の運営にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、法改正に伴い利用者の負担割合変更が平成27年8月より開始され、運用をしている所でございますが、住民税の所得更正や世帯員の転出入65歳到達の第1号被保険者の場合など、負担割合の遡及変更がある場合における過誤を行うケースについて、厚生労働省からは『平成27年3月12日「11月10日全国介護保険担当課長会議資料についてのQ&A」P.8問16』に記載の通り、事業者の協力が得られる場合に限り過誤を行うと示されております。

しかしながら、その後の給付実績を基にした処理（高額介護サービス費支給処理、高額医療合算介護サービス費支給処理、第三者行為求償における損害賠償請求業務）に影響を及ぼすことから、負担割合の遡及変更がある場合には、過誤再請求での対応をしていただくようお願いいたします。

また、本件については国保中央会を通じて厚生労働省に了承を得ておりますが、厚生労働省としては既に見解を提示済みであり、Q&A訂正を行うのは困難であるため、その点ご了承くださいますようお願いいたします。

岡山県国民健康保険団体連合会

介護保険課

TEL 086-223-8876

【担当】 植野

(別記)

介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コード等の
介護給付費明細書の記載について

介護給付費明細書へ記載するコードについては、テクノエイド協会が付しているT A I Sコード又はJ A Nコードを有している商品についてはいずれかのコードを記載することとする。

また、両方のコードを有している商品については、どちらのコードを記載しても差し支えないこと。

- 1 (公財)テクノエイド協会が構築している福祉用具情報システムに登録をしている商品について
 - (1) 既にテクノエイド協会が付している番号の内、企業コード(5桁)及び商品コード(6桁)を左詰で記載すること。その際に企業コードと商品コードの間は「-」でつなぐこととする。
 - (2) 2以上コードを有している商品については、どの種別で保険請求しているかという観点からコードを記載すること。
- 2 J A Nコードを取得している商品については、J A Nコードを左詰で記載

いずれのコードも有していない商品に限り、次のとおりローマ字で記載を可能とする。

- (1) メーカー名と商品名を英字(ヘボン式で大文字)で記載し、その間は「-」でつなぐこととする。
- (2) メーカー名の記載については、株式会社等の各企業で共通するような名称を除き、次頁に定める変換方法により英字(ヘボン式で大文字)で記載
(例) アメリカベッドメディカルサービス株式会社 → AMERIKABET
株式会社松本製作所 → MATSUMOTOS
- (3) 商品名の記載については、型番を有している商品については型番を記載し、型番がない商品については、商品名を別紙に定める変換方法により英字(ヘボン式で大文字)で記載(ヘボン式については次表を参照のこと。)
(例) 自走式車いす AA-12 → AA-12
アルミ製標準車 → ARUMISEIH

(参考) J A Nコードとは、「国コード」、「商品メーカーコード」、「商品アイテムコード」、「チェックデジット」からなる商品識別コードであること。このコードは、店舗等で商品に印刷されているバーコードの一つであること。

(別紙)

| | | | |
|----|-------------------------------|----|-----------------------------|
| あ行 | あ い う え お A I U E O | や行 | や い ゆ え よ YA I YU E YO |
| か行 | か き く け こ KA KI KU KE KO | ら行 | ら り る れ ろ RA RI RU RE RO |
| | きゃ きゅ きょ KYA KYU KYO | | りゃ りゅ りょ RYA RYU RYO |
| さ行 | さ し す せ そ SA SHI SU SE SO | わ行 | わ ゐ う ゑ を WA I U E O |
| | しゃ しゅ しょ SHA SHU SHO | ん | ん N(M) |
| た行 | た ち つ て と TA CHI TSU TE TO | が行 | が ぎ ぐ げ ご GA GI GU GE GO |
| | ちゃ ちゅ ちょ CHA CHU CHO | | ぎゃ ぎゅ ぎょ GYA GYU GYO |
| な行 | な に ぬ ね の NA NI NU NE NO | ざ行 | ざ じ ず ぜ ぞ ZA JI ZU ZE ZO |
| | にゃ にゅ によ NYA NYU NYO | | じゃ じゅ じょ JA JU JO |
| は行 | は ひ ふ へ ほ HA HI FU HE HO | だ行 | だ ぢ づ で ど DA JI ZU DE DO |
| | ひゃ ひゅ ひょ HYA HYU HYO | ば行 | ば び ぶ べ ぼ BA BI BU BE BO |
| ま行 | ま み む め も MA MI MU ME MO | | びゃ びゅ びょ BYA BYU BYO |
| | みゃ みゅ みょ MYA MYU MYO | ぱ行 | ぱ ぴ ぷ ぺ ぽ PA PI PU PE PO |
| | | | ぴゃ ぴゅ ぴょ PYA PYU PYO |

- 撥音 ヘボン式ではB、M、Pの前にNの代わりにMをおく。
NAMBA難波(なんば) HOMMA本間(ほんま) SAMPEI三瓶(さんぺい)
- 促音 子音を重ねて示す。
HATTORI服部(はっとり) KIKKAWA吉川(きっかわ)
ただし、チ(CHI)、チャ(CHA)、チュ(CHU)、チョ(CHO)音に限り、その前にTを加える。
HOTCHI発地(ほっち) HATCHO(はっちょう)

(別表1)

摘要欄記載事項

| サービス種類 | サービス内容 (算定項目) | 摘要記載事項 | 備 考 |
|--------|--|--|--|
| | サテライト事業所からのサービス提供（訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）、訪問型サービス（独自／定率）、訪問型サービス（独自／定額）、通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）、通所型サービス（独自／定率）、通所型サービス（独自／定額）、その他の生活支援サービス（配食／定率）、その他の生活支援サービス（配食／定額）、その他の生活支援サービス（見守り／定率）、その他の生活支援サービス（見守り／定額）、その他の生活支援サービス（その他／定率）、その他の生活支援サービス（その他／定額） | 「サテライト」の略称として英字2文字を記載すること。 例 SI | |
| 訪問介護 | 身体介護4時間以上の場合 | 計画上の所要時間を分単位で記載すること。 単位を省略する。 例 260 | 身体介護4時間以上については、1回あたりの点数の根拠を所要時間にて示すこと。 |
| 訪問看護 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して指定訪問看護を行う場合 | 訪問看護の実施回数を記載すること。 単位を省略する。 例 20 | |
| | 看護・介護職員連携強化加算 | 介護職員と同行したんの吸引等の実施状況を確認した日又は、会議等に出席した日を記載。 単位を省略する。 例 15 | |
| | ターミナルケア加算を算定する場合 | 対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を記載すること。 例 20030501 (死亡日が2003年5月1日の場合) | |

| | | | |
|------------------------------|---|--|--|
| <p>福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与</p> | <p>福祉用具貸与 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合</p> | <p>別記を参照 福祉用具貸与を開始した日付を記載するこ 単位を省略する。 例 6</p> | |
| <p>短期入所生活介護</p> | <p>医療連携強化加算を算定する場合</p> | <p>摘要欄に利用者の状態（イからリまで）を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。</p> <p>例 ハ</p> <p>イ 喀痰吸引を実施している状態</p> <p>ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態</p> <p>ハ 中心静脈注射を実施している状態</p> <p>ニ 人工腎臓を実施している状態</p> <p>ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態</p> <p>ヘ 人口膀胱又は人口肛門の処理を実施している状態</p> <p>ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態</p> <p>チ 褥瘡に対する治療を実施している状態</p> <p>リ 気管切開が行われている状態</p> | |
| <p>短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護</p> | <p>多床室のサービスコードの適用理由</p> | <p>適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。</p> <p>1 多床室入所</p> <p>3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者</p> <p>4 居住面積が一定以下</p> <p>5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者</p> | <p>一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。</p> <p>同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。</p> |

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局振興課長
（ 公 印 省 略 ）

複数の福祉用具を貸与する場合の運用について

第 119 回社会保障審議会介護給付費分科会による答申を受け、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。本取り扱いは、指定福祉用具貸与事業者や指定介護予防福祉用具貸与事業者が複数の福祉用具を貸与する場合に、指定福祉用具貸与事業者等の経営努力などの取り組みを柔軟に利用料に反映することで、適切な利用料によって利用者に対する福祉用具貸与がなされることを目的とするものである。

その運用方法については、下記のとおりとするので、各都道府県におかれては、管下の指定福祉用具貸与事業所等及び居宅介護支援事業所等に周知いただくと共に、事業者指定事務の取り扱いについてご配慮願いたい。

記

1. 複数の福祉用具を貸与する場合の考え方

複数の福祉用具を貸与する場合とは、同一の利用者に 2 つ以上の福祉用具を貸与する場合とする。そのため複数の捉え方については、例えば 1 つの契約により 2 つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関わらず 2 つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者等が実情に応じて規定することとなる。

2. 減額の対象となる福祉用具の範囲

減額の対象となる福祉用具の範囲は、指定福祉用具貸与事業者等が取り扱う福祉用具の一部又は全てを対象とすることができることとする。

例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額の対象となる福祉用具として設定することなどが考えられる。

- ①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器

3. 減額する際の利用料の設定方法

指定福祉用具貸与事業者等は、既に届け出ている福祉用具の利用料（以下、「単品利用料」という。）に加えて、減額の対象とする場合の利用料（以下、「減額利用料」という。）を設定することとする。また、1つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能である。

従って、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等は、予め事業所内のシステム等において1つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要がある。

なお、特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットを定めることは認めないこととし、利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できるよう、個々の福祉用具に減額利用料を設定することとする。

4. 減額の規定の整備

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）（以下、「指定基準」という。）等に規定するとおり運営規定等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要がある。

指定基準等により、指定福祉用具貸与事業者等は利用料等の運営規定を定めることとされていることから、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等においては、減額利用料に関する規定を定め、各指定権者において規定する事業者の指定に関する要領等に則った手続きが必要となる。

5. 減額利用料の算定等

月の途中において、本取り扱いが適用される場合、或いは適用されなくなる場合の算定方法は、「介護報酬に係るQ&A（vol. 2）」（平成15年6月30日事務連絡）でお示ししている「月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取り扱いに準じることとする。

6. 利用者への説明

本運用を適用する場合、或いは適用されなくなる場合において変更契約等を行う際には、指定福祉用具貸与事業者等は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得ること。

7. 居宅介護支援事業所等への連絡

本取り扱いに関する運用を含め、指定福祉用具貸与事業者等が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度、関係事業所が必要な情報を共有すること。

8. その他留意事項

減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定いただくようご留意願いたい。

岡山市における軽度者に対する福祉用具貸与の 例外給付に係る確認手続きについて

岡山市へ例外給付に係る確認手続きが必要な場合は、下記を参照の上、必要な手続きを行ってください。確認手続きが必要かどうかは、別紙「軽度者に対する福祉用具貸与に関する判断手順（フロー・チャート）」を参考にしてください。

1 例外給付とは

要支援1、要支援2及び要介護1の者（以下「軽度者」という）は、その状態像から見て、一部の福祉用具の使用が想定しにくいため、介護給付の算定対象外となっているが、様々な疾患等によって厚生労働省の示した状態像に該当する者についてのみ例外的に福祉用具貸与の給付を認めるものである。

また、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）については、要介護2及び要介護3の者であっても、厚生労働省の示した状態像に該当する方についてのみ例外的に給付が認められている。

2 例外給付の取り扱い

軽度者に対し福祉用具貸与の例外給付を行う際には、介護支援専門員もしくは地域包括支援センターの担当職員（以下「ケアマネジャー等」とする）が被保険者の状態像及び福祉用具の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントを行う必要がある。

3 例外給付の対象種目

○要支援1、要支援2及び要介護1の者

「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」
「体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」「移動用リフト（つり具の部分を除く）」
「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）」

○要介護2、及び要介護3の者

「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）」

4 軽度者例外給付の対象となる要件

(1) 直近の認定調査結果により別紙1の状態像が確認できる場合

→確認届出書の提出は不要

(2) (1)に該当せず、下記【表1 福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像】のi～iiiに該当することを岡山市が書面等で確認することにより、貸与可能と判断できる場合。

→確認届出書の提出が必要

【表1 福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像】

- | |
|--|
| i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の「状態像」に該当する者 |
| ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに頻繁に表1の「状態像」に該当するに至ることが確実に見込まれる者 |
| iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表1の「状態像」に該当すると判断できる者 |

5 手続きが必要な時期

- (1) 軽度者の被保険者が、初めて福祉用具貸与の例外給付を利用するとき（例外給付に係る貸与品目の追加をする時を含む）
※「初めて」には、要介護2以上の者が、要介護更新認定申請・変更認定申請の結果、軽度者になり、福祉用具貸与の例外給付を利用する場合、また自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）の対象者は要介護2・3を含む。
- (2) 福祉用具の例外給付利用者が要介護更新認定申請・変更認定申請の結果、軽度者の認定であり、継続して例外給付を受けるとき
（認定日から概ね1か月以内に提出すること）
- (3) 「岡山市介護給付適正化計画」に基づく介護給付適正化事業の実施に際し、岡山市が確認（届出等の提出）の必要があると判断したとき
※上記(2)、(3)について、岡山市が「不可」の判断をした場合、受付日の翌月分から福祉用具貸与の例外給付の対象外（介護保険給付がなされないこと）とします。
※岡山市の確認（届出書の受付）「可」の判断がないまま、福祉用具の例外給付の利用・給付が行われていたことが判明した場合には、不適切な給付として、返還を求めることがあります。

6 確認申請手続きの実施方法

(1) 利用者の状態の確認及びアセスメントの実施

ケアマネージャー等は、主治医意見書等を参考にし、被保険者の状態が次の【表1 福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像(i、ii、iii)】に該当する可能性があるかどうかを確認する。

(2) 医学的所見の確認

ケアマネージャー等は、アセスメントにより福祉用具の貸与が適当と判断した場合、主治医意見書、医師の診断書又は医師からの所見を聴取する方法により、医師の医学的な所見に基づき、「表1」に示した状態像(i、ii、iii)のいずれかの状態に該当するかを医師に照会する。

(3) サービス担当者会議等の開催、居宅サービス計画書、介護予防サービス・支援計画書等、適切なケアマネジメントの実施

(2)において、医師が「表1」に示した状態像(i、ii、iii)に該当するとの所見が示された場合、ケアマネージャー等は、サービス担当者会議等を開催し、適切なケアマネジメントにより当該被保険者に対して、特に福祉用具貸与が特に必要であると判断した場合、サービス担当者会議の記録とケアプラン（介護予防ケアプラン）に当該医師の所見及び、医療機関名、医師名を記載し、(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について第23(7)㉔ウ(※)による)確認届出書を作成する。

(※) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について第23(7)㉔ウ
介護支援専門員は、当該軽度者が「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成十二年老企第三十六号）の第二の9(2)㉔ウの判断方法による場合については、福祉用具の必要性を判断するため、利用者の状態像が、同i)からiii)までのいずれかに該当する旨について、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所見を聴取する方法により、当該医師の所見及び医師の名前を居宅サービス計画に記載しなければならない。この場合において、介護支援専門員は指定福祉用具貸与事業者より、当該軽度者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供しなければならない。

(4) 確認届出書の提出

サービス担当者会議等の結果、貸与が特に必要と判断した場合、別紙「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認届出書」を提出する。

《提出書類》

- ・軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認届出書
- ・医学的所見の確認を主治医意見書、診断書で行った場合、その写し
- ・要介護の場合：居宅サービス計画書 (1) (2) の各写し
サービス担当者会議の要点の写し
- ・要支援の場合：介護予防サービス・支援計画書 (1) (2) の各写し
サービス担当者会議要点の写し

《受付窓口》

- ・岡山市介護保険課管理係
確認届出書の受付は、原則、介護保険課管理係ですが、各福祉事務所介護サービス係でも受理しますが、受付日は各福祉事務所から介護保険課管理係に届いた日となります。また、郵送の場合は、岡山市介護保険課管理係に届いた日が受付日となります。

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号
岡山市保健福祉局 介護保険課 管理係
電話(086)803-1240

(5) 貸与可否の判断

岡山市介護保険課において、確認届出書と添付書類の内容から被保険者の状態などを次の判断基準に照らし合わせて確認し、貸与の可否を記載した確認届出書を事業所へ郵送する。

【確認の判断基準】

| | |
|-----------|---|
| 貸与「可」の判断 | ①届出書の全ての項目に、必要事項が適切に記入・チェックされていること。 ②主治医が「福祉用具貸与の対象とすべき状態像」に該当すると判断した所見を記載した居宅サービス計画書（介護予防サービス・支援計画書）及び福祉用具貸与の例外給付についての検討内容を記載したサービス担当者会議の記録等が添付されていること。 ※①及び②のいずれも満たしている場合は、貸与「可」の判断とする。 |
| 貸与「不可」の判断 | ※上記①及び②のうち、ひとつ（一部）でも満たしていない場合、貸与「不可」の判断とする。 |

7 福祉用具貸与の実施

- (1) ケアマネジャー等はケアプラン（介護予防ケアプラン）を確定し、利用者に説明した上で同意を得て当該ケアプランを交付する。
- (2) ケアマネジャー等は（介護予防）福祉用具貸与事業所にケアプラン（介護予防ケアプラン）を交付するとともに、岡山市から入手した調査票を基に作成した福祉用具貸与に係る要介護認定基本調査項目確認書（当該軽度者から同意を得ている場合に限り）、岡山市から通知された保険給付開始日、福祉用具の種類等、貸与に必要な情報を提供する。
- (3) 福祉用具貸与事業所等は利用者の状態像に適した福祉用具を保険対象として貸与する。
- (4) 福祉用具貸与実施後は、ケアマネジャー等がモニタリング・介護予防ケアプランの評価等によって、その必要性を見直し、その結果を記録する。
 - ・ケアマネジメントの結果、不要となれば「貸与中止」とする。
 - ・「種目追加」が必要となれば、再度「確認届出書」を提出する。

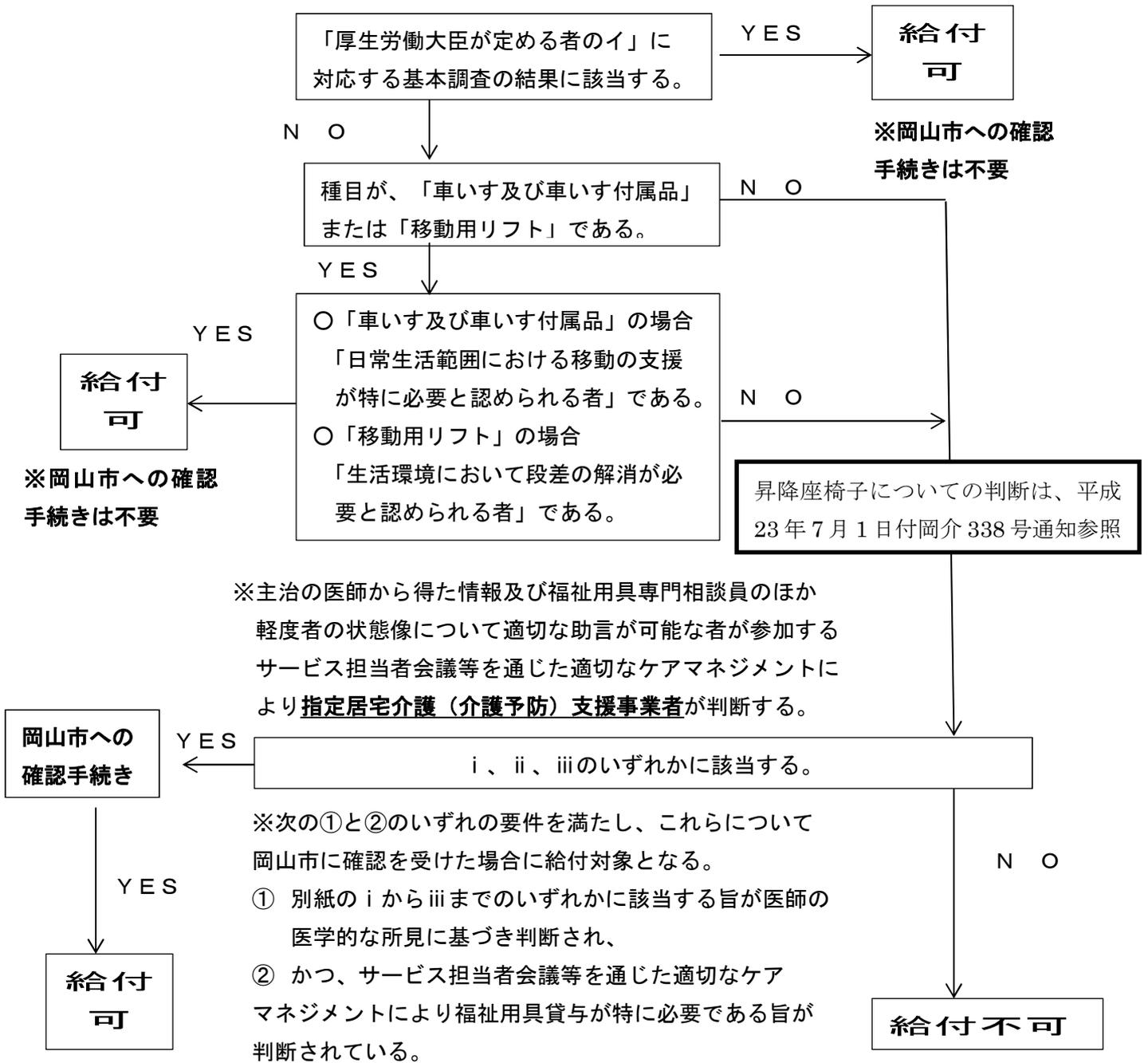
※事後に行われた岡山市の实地指導及び監査等によって、適切に給付が行われていないことが判明した場合は保険給付の返還対象となる。

あくまで軽度者への貸与は原則保険給付対象外であることを踏まえ、適切なケアマネジメントのもとに運用を行うこと。

別紙1（平成27年厚生労働省告示第94号第31号のイ）

| 対象外種目 | 厚生労働大臣が定める者のイ | 厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果 |
|-------------------------------------|---|---|
| ア 車いす及び車いす付属品 | 次の <u>いずれかに</u> 該当する者 (1) 日常的に歩行が困難な者 (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 | 基本調査1-7「3. できない」 基本調査に該当項目なし (主治医の意見を踏まえつつサービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定居宅介護（介護予防）事業所が判断する) |
| イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品 | 次の <u>いずれかに</u> 該当する者 (1) 日常的に起きあがり困難な者 (2) 日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査1-4「3. できない」 基本調査1-3「3. できない」 |
| ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器 | 日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査1-3「3. できない」 |
| エ 認知症老人徘徊感知機器 | 次の <u>いずれにも</u> 該当する者 (1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解の <u>いずれかに</u> 支障がある者 (2) 移動において全介助を必要としない者 | 基本調査3-1「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7の <u>いずれか</u> 「2. できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15の <u>いずれか</u> 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2「4. 全介助」以外 |
| オ 移動用リフト（つり具の部分を除く。） （昇降座椅子を含む。） | 次の <u>いずれかに</u> 該当する者 (1) 日常的に立ち上がりが困難な者 (2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 | 基本調査1-8「3. できない」 基本調査2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 基本調査該当項目なし (主治医の意見を踏まえつつサービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定居宅介護（介護予防）事業者が判断する) |
| カ 自動排泄処理装置 | 次の <u>いずれにも</u> 該当する者 (1) 排便が全介助を必要とする者 (2) 移乗が全介助を必要とする者 | 基本調査2-6「4. 全介助」 基本調査2-1「4. 全介助」 |

軽度者に対する福祉用具貸与に関する判断手順（フロー・チャート）



○「車いす及び車いす付属品」については「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」、「移動用リフト（つり具の部分を除く）」については「生活環境において段差の解消が認められる者」であることが、主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより貸与必要と判断する。

⇒岡山市への確認届出は不要

軽度者に対する福祉用具貸与例外給付に関するQ&A

届出時期

Q 1、要介護1以下の者（軽度者）が初めて福祉用具貸与の例外給付を利用する場合、算定はいつからになるか。

A 1、確認届出書の受付日より算定を認める。

Q 2、認定申請（新規申請）と同時に例外給付の確認届出をすることは可能か。

A 2、医学的所見による状態像の判断と、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによって早急に福祉用具貸与が特に必要であると判断を行った上での暫定ケアプランによる届出のみ可とする。なお、貸与にあたっては認定決定前（要介護度が未確定）である為、利用者に対し自己負担の可能性を説明したうえで行うこと。

Q 3、新規・更新・変更認定申請中で結果が要介護2以上の暫定ケアプランを作成し、福祉用具貸与を開始する場合、例外給付の届出は必要か。

A 3、例外給付は軽度者に対して届け出るものであるため、要介護2以上の暫定ケアプランであれば、提出の必要はない。

Q 4、新規、更新、変更認定申請中で結果が要介護1以下の暫定ケアプランを作成し、福祉用具貸与を開始する場合の届出はどのようになるか。

A 4、確認届書の要介護を申請中とし、認定申請日を記載したうえ、確認届出書を提出すること。

受付日

Q 5、平成27年度までは書類を提出した日（提出日）から算定可能であったが、今後の扱いはどのようになるのか。

A 5、提出書類の内容確認が必要であるため、岡山市介護保険課にて提出書類の内容を確認し、受付可能と判断した日を受付日とし、受付日から算定可能とする。

したがって、各福祉事務所へ提出した場合や郵送の場合は、介護保険課管理係に届いた日が受付日となる。（提出書類に不備がある場合、受付不可）

遡及期間

Q 6、確認届出書の提出を忘れた場合、遡及はあるのか。

A 6、原則、不可とする。

Q 7、暫定ケアプランを要介護2以上で作成し、福祉用具貸与を開始したが、結果が要介護1以下だった場合、遡及はあるのか。

A 7、要介護認定結果が軽度者に該当することを、岡山市介護保険課管理係に認定情報を知り得た当日を含む翌日の開庁時間内（8時15分～17時15分）に電話連絡の上、原則1週間以内に下記に示す書類を提出することで、提出日を貸与開始日まで遡り、貸与可能とする。

《提出書類》

- ① 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認届出書
- ② 暫定ケアプラン：居宅サービス計画書（1）・（2）・（3）の原本
サービス担当者会議の要点の原本

《提出先》

岡山市介護保険課管理係へ持参

再届出

Q 8、認定有効期間中であるが、状態悪化等により、現在貸与している物を変更したい場合は再度確認届出書の提出は必要か。

A 8、同一種目の場合は届出の必要なし

※岡山市への届出が不要なだけであり、サービス担当者会議を開催し適切なケアマネジメントを行っていることが前提。

異なる種目の場合は届出の必要あり。（例：体位変換器⇒床ずれ防止用具）

Q 9、認定有効期間中に、貸与種目及び貸与品目が増えた場合は再度確認届出書の提出は必要か。

A 9、種目が増えた場合は、届出が必要。（例：ベッド（特殊寝台）のみレンタルしていたが、今後はサイドレール（特殊寝台付属品）もレンタルしたい。）

品目が増えた場合（同一種目の場合）は、届出は不要。（例：今までベッド（特殊寝台）とサイドレール（特殊寝台付属品）をレンタルしていたが、サイドテーブル（特殊寝台付属品）を追加でレンタルしたい。）

※岡山市への届出が不要なだけであり、サービス担当者会議を開催し適切なケアマネジメントを行っていることが前提。

Q 10、確認済みの届出書は事業所宛に送付されるが、事業所が変更となった場合、再度、確認届出書の提出は必要あるのか。

A 10、事業所を変更する旨を岡山市へ電話連絡の上、事業所間の連携（確認届出書（写し）を変更後事業所に渡す）があれば、再提出不要。

Q 1 1、市外から岡山市に転入してきた被保険者が、転入前の市町村で例外給付の確認を受けていた場合、再度、岡山市に確認届書の提出が必要か。

A 1 1、保険者が確認する必要があるので、岡山市に対して届出が必要。

その他

Q 1 1、例外給付を受けている被保険者が福祉用具貸与の例外給付が中止となった場合、どのようにすればいいか。

A 1 1、岡山市へ、福祉用具貸与の例外給付中止の旨を電話連絡すること。

<<問合せ先>>

〒700-8546

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

岡山市保健福祉局介護保険課管理係

電話(086)803-1240

岡山市介護保険課 御中

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認届出書

○提出事業所

| | | | |
|------|---|------|--|
| 事業所名 | | | |
| 所在地 | 〒 | | |
| 連絡先 | | 担当者名 | |

○被保険者情報

| | | | | |
|--------|--|--|--|----|
| 被保険者番号 | フリガナ | | | 年齢 |
| | 被保険者氏名 | | | |
| 要介護度 | 要支援 1・2 要介護 1・2・3 認定申請中（申請日 平成 年 月 日）新規・更新・区分変更 | | | |
| 認定有効期 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 | | | |
| 届出区分 | 新規貸与 ・ 継続貸与 | | | |

○貸与を必要とした福祉用具

| | | | | |
|-------------|---|--|--|--|
| 福祉用具貸与品目 | <input type="checkbox"/> 特殊寝台 <input type="checkbox"/> 特殊寝台付属品 <input type="checkbox"/> 床ずれ防止用具 <input type="checkbox"/> 体位変換器 <input type="checkbox"/> 認知症老人徘徊探知機 <input type="checkbox"/> 移動用リフト <input type="checkbox"/> 自動排泄処理装置 | | | |
| 福祉用具貸与事業所 | | | | |
| 利用(貸与)開始予定日 | 平成 年 月 日 | | | |

○医師の医学的な所見

| | | | |
|-------------------------------|---|--|--|
| チェック欄 | チェック項目(次の i ~ iii のいずれかにチェックが必要) | | |
| | i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第94号告示第31号のイに該当する者 | | |
| | ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第94号告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者 | | |
| | iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的な判断から第94号告示第31号のイに該当すると判断できる者 | | |
| チェック欄 | 上記 i ~ iii の確認方法(次の①~③のいずれかにチェックが必要) | | |
| | ①主治医意見書 | | |
| | ②医師の診断書 | | |
| | ③担当の介護支援専門員(職員)が聴取した居宅(介護予防)サービス計画に記載する医師の所見 | | |
| 医療機関名・医師名 | (医師名) | | |
| 医師への確認日 | 平成 年 月 日 () | | |
| 当該福祉用具が特に必要な理由 (医師の医学的な所見) | 疾病等 | | |
| | 心身の状況等 | | |

※添付書類

要介護分 : ①居宅サービス計画書(1)(2)の各写し ②サービス担当者会議の要点の写し
 要支援分 : ①介護予防サービス・支援計画表(1)(2)の各写し ②サービス担当者会議の要点の写し

----- 岡山市記入欄 -----

| | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 給付あり | <input type="checkbox"/> 給付なし |
| ----- | |
| ----- | |
| ----- | |
| ----- | |

貸与可

 貸与不可

| |
|--------|
| 岡山市受付日 |
| |
| |

【平成28年3月作成 岡山市】

福祉用具貸与に係る要介護認定基本調査項目確認書

(介護予防) 福祉用具貸与事業所

_____ 様

事業所の名称

所在地

電話番号

管理者名 _____ 印

担当者名 _____ 印

居宅（介護予防）サービス計画に福祉用具貸与を位置づけるため必要な直近の認定調査の基本調査項目については、次のとおりであることを証明します。

1 被保険者

| | | | |
|--------|--|------|-------------------|
| 氏名 | | 生年月日 | 明治・大正・昭和 年 月 日 |
| 被保険者番号 | | | |

2 証明する基本調査項目 ※必要な対象用具の調査結果のみを記入しています

調査実施日：平成 年 月 日

| 対象用具 | 基本調査項目 | 調査結果 |
|-----------------------------|--------------|---|
| 車いす・車いす付属品 | 1-7 | <input type="checkbox"/> できない <input type="checkbox"/> その他 |
| 特殊寝台・特殊寝台付属品 | 1-4 | <input type="checkbox"/> できない <input type="checkbox"/> その他 |
| | 1-3 | <input type="checkbox"/> できない <input type="checkbox"/> その他 |
| 床ずれ防止用具・体位変換器 | 1-3 | <input type="checkbox"/> できない <input type="checkbox"/> その他 |
| 認知症老人徘徊感知器 | 3-1 | <input type="checkbox"/> できる以外 <input type="checkbox"/> できる |
| | 3-2～3-7(注1) | <input type="checkbox"/> できない <input type="checkbox"/> その他 |
| | 3-8～4-15(注2) | <input type="checkbox"/> ない以外 <input type="checkbox"/> ない |
| | 2-2 | <input type="checkbox"/> 全介助以外 <input type="checkbox"/> 全介助 |
| 移動用リフト（つり具部分を除く） | 1-8 | <input type="checkbox"/> できない <input type="checkbox"/> その他 |
| | 2-1 | <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 |
| 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く） | 2-6 | <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 全介助以外 |
| | 2-1 | <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 全介助以外 |

(注1) (注2) : 各項目いずれか一つでも該当

認知症老人徘徊感知器については、主治医意見書に、認知症の症状のある旨の記載がある。

ある なし

3 遵守事項

- (1) 本資料は、福祉用具貸与の基礎資料とし、それ以外の目的には使用できません。
- (2) 提供を受けた本資料は第三者へ漏洩することがないよう厳重に保管し、紛失破損しないように適正な管理を行ってください。

1. 各種書類の提出期限について

平成28年4月1日適用開始の体制届

平成28年3月15日（火） 必着

2. 「自己点検シート」等のホームページ掲載について

岡山市事業者指導課のホームページ（下記アドレス）に「自己点検シート」、「基準条例」、「施行規則」を掲載しています。事業運営及び介護報酬算定に関する定期的な点検に活用してください。

- http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00100.html

3. 電子メールの利用について

各事業所のアドレスに通知の一斉送信等を行って活用していく予定ですので、折々に着信の有無をご確認ください。

4. 疑義照会（質問）について

今回の集団指導に係る内容のものに限らず、疑義照会・質問等については、「質問票」により FAX にて送信してください。

平成 年 月 日

岡山市 保健福祉局 事業者指導課 宛
FAX番号 086-221-3010

電話・FAX番号・メールアドレス 変更届

下記のとおり電話・FAX番号・メールアドレスが変更になりましたので、
お知らせします。

記

法人名 _____

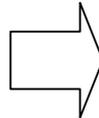
事業所名 _____

介護保険事業所番号 _____

旧番号

新番号

| | |
|-------------|--|
| 電話番号 | |
| FAX番号 | |
| メール アドレス | |



| | |
|-------------|--|
| 電話番号 | |
| FAX番号 | |
| メール アドレス | |

【質問票】

平成 年 月 日
岡山市事業者指導課訪問通所事業者
係宛
Fax:086(221)3010

| | | | |
|------------|--|-----------|----|
| 事業所名 | | | |
| サービス 種別 | | 事業所 番号 | 33 |
| 所在地 | | | |
| Tel | | Fax | |
| 担当者名 | | 職名 | |
| 【質問】 | | | |
| | | | |
| 【回答】 | | | |
| | | | |